

令和7年11月28日
島根県教育庁学校企画課
担当者 和田正利
電話 0852-22-6916

教職員の大麻の使用等による懲戒処分について

このことについては、下記のとおり執行したので、その概要を公表する。

記

1 該当者

- (1) 学校名 松江市立宍道小学校
(2) 職名 教諭
(3) 氏名 堀江 大雅 (ほりえ たいが)
(4) 年齢 27歳
(5) 性別 男

2 処分内容 懲戒処分「免職」

3 処分期日 令和7年11月28日

4 事実概要及び処分理由

県教育委員会は、当該教諭が大麻を使用した疑いがある情報を入手したため、9月22日に当該教諭に対して事情聴取を行ったところ、当該教諭は大麻の使用を認めた。その後、県教育委員会は警察へ通報し、警察の調べにより当該教諭は液体大麻を自宅に所持していたことがわかった。

11月4日に、当該教諭は6月13日ごろから9月22日までの間、大麻を使用した疑いで逮捕され、11月14日に起訴された。

当該教諭の大麻の使用等は麻薬及び向精神薬取締法違反であり、公立学校の教職員がこのような事案を起こしたことは、学校及び教職員全体に対する信頼を損なうものであって、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当する。

このため、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定及び「教職員の懲戒処分及び公表の指針」に基づき、上記2の処分を行うこととした。

5 その他

- (1) 当該教諭の勤務校校長には管理責任を問い合わせ、管轄の教育委員会において文書訓告が行われた。
(2) 再発防止に向けた対応として、各県立学校長及び各市町村教育委員会教育長あてに、今回の事案を踏まえた服務規律確保の徹底について文書通知を行うとともに、今後の研修会・会議等の機会を通じて重点的に周知等を行う。